

令和元年第4回知内町議会定例会

- ◎ 招集年月日 令和元年12月12日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和元年12月12日(木) 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和元年12月12日(木) 午後2時03分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	吉 田 峰 一
2番	成 澤 五 郎	7番	花 井 泰 子
3番	笠 松 悦 子	8番	山 田 顕 人
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	木 村 一	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 4番 松 井 盛 泰 9番 谷 口 康 之

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町	長	西 山 和 夫
副 町	長	大 野 樹
総務企画課長		小 田 島 伸 二
生活福祉課長		鳴 海 英 人
生活福祉課主幹		永 田 吉 雄
税務会計課長		佐 藤 辰 治
産業振興課長兼 ものづくり推進係長		西 野 俊 一
まちづくり政策室長		三 原 知 明
建設水道課長		佐 藤 和 人
教 育 長		本 間 茂 裕
学校教育課長		帰 山 亮 一
社会教育課長		松 本 泰 行
知内高等学校事務長		長 谷 川 将 之
学校給食センター長		(帰 山 亮 一)
代表監査委員		西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 永 茂
議事係長	筒 井 俊 介

令和元年第4回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和元年12月12日(木) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 4番、松井盛泰君、9番、谷口康之君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告 第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7	委員会報告 第 3 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 8	委員会報告 第 4 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 9		追跡質問
第10		一般質問
第11	議案第 1号	知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
第12	議案第 2号	知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
第13	議案第 3号	平成31年度知内町一般会計補正予算(第4号)について
第14	議案第 4号	平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
第15	議案第 5号	知内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
第16	議案第 6号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第17	議案第 7号	地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
第18	意見書案 第 1 号	令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書の提出について
第19	意見書案 第 2 号	「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出について
第20	意見書案 第 3 号	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について
第21	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長（伊藤政博）

皆さん、おはようございます。

令和元年第4回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

会議の前に、松井盛泰議員に全国議長会から70周年を記念しての永年勤続表彰、そして総務大臣からの感謝状の贈呈がありました。永年の御功績に対して議長としても心から感謝を申し上げます。おめでとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和元年第4回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、松井盛泰君及び9番、谷口康之君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る12月6日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委 員 長（木村 一）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和元年第4回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和元年12月12日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。

令和元年第4回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和元年12月12日提出。知内町議会運営委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊

藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、12月6日。出席委員、木村、成澤、谷口。欠席委員、松井、吉田。説明員、なし。事務局、森永、筒井。2、会期について、今定例会の会期は、12月12日（木）から13日（金）までの2日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告4件、一般質問4件、議案7件、意見書案3件、議長発議1件であります。5、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりであります。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長より報告があったように進めて参ります。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日、13日までの2日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日、13日までの2日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和元年第3回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに、町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。令和元年知内町議会第4回定例会行政報告をさせていただきます。

知内川環境改善に向けた意見交換会への出席についてであります。令和元年11月12日（火）に函館建設管理部の主催によりまして、意見交換を行いました。メンバーについてはお目通しをいただきたいと思っております。今後の維持管理の内容につきましてであります。平成30年度の維持管理の実施概要について。そして、令和元年度の維持管理は新橋上流の中州掘削工事。掘削長140m、土量約6,100m³を予定しております。令和2年度から概ね2年間で260m区間、土量約11,200m³掘削高は計画河床高までの掘削を予定しております。意見の中で、河川の鮎の話も出ました。それに今、トラウトという魚がおります。外敵駆除ということでそれらを今、コロナイ川を中心に行って、今年も160匹程、駆除されました。その中には、やっぱり鮎だとか鮭の稚魚が入っていたということで、そういう対策の必要性も訴えられたところであります。

次に令和元年度しりうち対話集会の開催についてであります。10月17（木）きらく町内会を皮切りに11月18日（月）まで、全町内会で「令和元年度しりうち対話集会」を開催させていただきました。町からは、地域の現状や取り組みについて説明を行い、出席者と意見交換をさせていただいたところであります。出席者260名から出ました意見につきましては集約をさせていただいて、しりうち広報意見等への取り組み方針ということで皆さんに周知をさせていただいたところであります。

次に松前半島道路の早期事業着手に向けた要望活動についてであります。それぞれの期成会、協議会を通じて要望活動を行い、松前半島道路の早期事業着手に関する要望活動を行ったところであります。この渡島西部四町の繋がりというのは、大変重要と考えております。知内においても国道228号線の海岸の侵食問題もございますけれども、松前側から早期に調査促進及び早期の着手をしていただきたいということで、皆さんでお願い、要望活動を行ったところであります。資料についてはお目通しをいただきたいと思っております。

次に定住・移住に関するプラットホーム事業についてであります。それぞれ移住促進を目的に札幌市において各種事業を展開をさせていただきました。ポールスター札幌におきまして「リトルママフェスタ」そしてイオンモール札幌苗穂店におきまして「知って納得！食べて納得！しりうちフェア」をそれぞれ情報発信しながら移住相談を行ったところでございます。

次に渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。令和元年第2回定例会開催をされました。それで発議案第1号の中で、議席の指定については3番、平野氏、4番に平沼氏をそれぞれ。そして発議案第2号については、議会運営委員の選任についてということで3番、平野隆雄氏が選任されたところであります。同意第1号については、副広域連合長の選任につき同意を求めることについて、鳴海清春氏を原案通り同意したということであります。議案第1号については、令和元年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出それぞれ7,450万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億9,305万7千円とする。これも原案通り可決されたところであります。議案第2号

については、渡島廃棄物処理広域連合の運営に関する条例の一部改正についてであります。第2条について次の1号を加える。(12)北斗市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、これも原案通り可決されたところであります。認定第1号については、平成30年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定について原案通り認定をされたものであります。

次に北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。令和元年第2回定例会を11月25日(月)に開催をさせていただきました。議案第11号については、平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。議案第12号については、平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について、それぞれ原案通り可決されました。そして議案第13号、令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算(第1号)について、歳入歳出それぞれ82万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億7,367万2千円とするということで、原案通り可決されております。議案第14号については、令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第1号)について、歳入歳出それぞれ190億7,685万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,809億703万2千円とするということで、原案通り可決されております。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和元年第3回定例会が12月6日(金)に開催されました。議案第1号については、渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。議案第2号については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について。議案第3号については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について。議案第4号については、職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第5号については、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について。それぞれ原案通り可決されたものであります。議案第6号については、令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)について、歳入歳出それぞれ562万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億6,431万4千円とする。これも原案通り可決されております。その議会終了後に消防施設の整備計画の変更について全員協議会で開催を行ったところであります。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、行政報告を終わります。

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に開催されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、吉田峰一君。

◎ 委員長（吉田峰一）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

令和元年度における総務文教常任委員会所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和元年12月12日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

令和元年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和元年12月12日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、吉田峰一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、令和元年11月19日（火）（1日間）。2、調査委員、委員長、吉田峰一、副委員長、花井泰子、委員、五十嵐捷爾、委員、成澤五郎、委員、笠松悦子、委員、松井盛泰、委員、木村一、委員、山田頭人、委員、谷口康之。3、欠席委員、なし。4、説明員、本間教育長、松本社会教育課長、上野スポーツ振興係長。5、事務局員、森永事務局長、筒井係長。6、調査事項、スポーツ振興の取り組みと体育施設の管理運営状況について。

7、調査意見、本町のスポーツ振興の取り組みについては、平成23年に施行された国のスポーツ基本法に基づく「知内町スポーツ推進計画」を策定し、様々な工夫を凝らしながら明確な事業目標を定めて種々実践されている状況にある。本計画の策定は、渡島檜山管内において最初に策定した函館市に次ぐもので、現在のところ両管内では、今金町を含めた3市町での策定に留まっており、他町に先駆けての先進的な推進体制の充実は大いに評価すべき点といえる。

平成30年度においても実に多種多様なスポーツ関連事業を実施しており、今後も、計画に則り益々のスポーツ振興の推進が期待される場所である。ただ一方、その事業実績が町民にうまく広報されていないと感じられるところもあり、毎月、各戸に配布している広報紙「スポーツセンターニュース」により適切な情報提供に努めているものの、更なる広報体制の充実が望まれる。

また、平成28年度に町民の健康づくりを支援するために、町内5か所をウォーキングコースとして指定した「すこやかロード」についても、毎年、コースを活用した事業に積極的に取り組んでいるところではあるが、まだまだ町民に知れ渡っていないと感じられるところもあることから、できるだけ多くの町民が参加できるイベントの検討など、よりPRをしながら広く活用されることを期待するものである。

体育施設の管理運営状況については、総合的な体育施設の「スポーツセンター」のほか、「しおさい野球場」や「しおさいテニスコート」などといった各種の競技施設を揃え、町民のニーズに答えているところではあるが、その利用料金においては、「パークゴルフ場」など無料で利用できる施設も多くある中、「しおさい野球場」や「しおさいテニスコート」の夜間使用料や「町営スキー場」のリフト券、「第1町民プール」の利用は町民でも有料となっている。夜間照明の電気使用料としての意味合いが強いと考えられる野球場やテニスコートの夜間使用料は別としても、「町営スキー場」のリフト券や「第1町民プール」の利用料に関しては、今後、町民皆スポーツを推進し、より一層の振興を図っていくためにも使用料の無料化を検討されたい。

なお、町の条例中では「町技バレーボール」とされており、これまでも各階層の大会等において優秀な成績を収めてきているところではあるが、現在のスポーツ振興の推進状況を見ると違和感を抱くところもあるので、今後は特定の競技に特化せず、町民皆スポーツを推進する方向性からも、条例中における「町技バレーボール」を見直す検討も必要と考える。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 委員会報告第3号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、松井盛泰君。

◎ 委 員 長（松井盛泰）

委員会報告第3号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

令和元年度における経済民生常任委員会所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和元年12月12日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査の報告を行います。

令和元年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告致します。

令和元年12月12日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、松井盛泰。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、令和元年11月28日（木）。2、調査委員、委員長、松井盛泰、副委員長、笠松悦子、委員、五十嵐捷爾、委員、成澤五郎、委員、木村一、委員、吉田峰一、委員、花井泰子、委員、山田顕人、委員、谷口康之。3、欠席委員、なし。4、説明員、大野副町長、鳴海生活福祉課長、上村福祉医療係長、高田保険係長、佐藤包括支援係長、川口保険係主事。5、事務局員、森永事務局長、筒井係長。6、調査事項、社会福祉協議会に対する委託事業等について。

7、調査意見、現在、町では介護保険法等の関係法令に基づき、要介護者等が地域で安心して生活することができる地域づくりを目指し、各種支援事業に取り組んでいるところであり、その支援事業の一部については「社会福祉法人 知内町社会福祉協議会」へ事業委託をしている。

委託事業は、介護ヘルパーが同乗し要介護者の福祉施設や医療機関等への移動を支援する「地域支援事業（外出支援事業等）」や高齢者の閉じこもり予防を目的として各町内会で「いきいきサロン」を実施する「地域介護予防活動支援事業」などがあり、大きく分けて6つの

事業を年間1,400万円程で委託をしている。

地域支援事業の一つである除雪サービス事業は、独居老人世帯等の冬期間における玄関前の通路等を確保するための除雪支援だが、利用者からの除雪に対する様々な要求と実際に対応する地域の除雪従事者間との調整が事業を実施する上で肝要なことと考えられることから、町としても各地域における実情を把握しながら円滑な事業実施に向けて万全を期されたい。

また、生活支援コーディネーター配置事業は、介護保険法において地域支援事業として位置付けられている事業で、高齢者の社会参加を推進するための生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けてコーディネーターを配置するものである。町民活動への理解や地域との連絡調整、そして公平中立な活動支援が求められることから、その役割、職務が遂行されるような体制の確保に努めていただきたい。

介護現場の支援体制には、マンパワーの確保が何よりも必要であり、実際の介護現場に携わるホームヘルパーの更なる充足が求められていることから、今後の担い手となる若年層へ対する介護制度の啓蒙やホームヘルパーの処遇改善を図り、この先、更に進むことが見込まれる高齢化社会を見据えた計画的な人材確保を急がれたい。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 委員会報告第4号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、委員会報告第4号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、松井盛泰君。

◎ 委 員 長（松井盛泰）

委員会報告第4号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

令和元年度における経済民生常任委員会所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和元年12月12日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告について、朗読をもって説明させていただきます。

令和元年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告致します。

令和元年12月12日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、松井盛泰。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、令和元年7月17日（水）、令和元年11月28日（木）。2、調査委員、委員長、松井盛泰、副委員長、笠松悦子、委員、五十嵐捷爾、委員、成澤五郎、委員、木村一、委員、吉田峰一、委員、花井泰子、委員、山田顕人、委員、谷口康之。3、欠席委員、

なし。4、説明員、大野副町長、西野産業振興課長、三原まちづくり政策室長、赤松商工観光係長、大谷まちづくり政策係長。5、事務局員、森永事務局長、筒井係長。6、調査事項、ものづくり産業振興事業（ものづくり支援）の現状について。

7、調査意見、本調査事件について、本委員会は令和元年9月24日に中間報告したところであり、ものづくり産業振興事業（ものづくり支援）の現状についての基本的な考え方は、中間報告にまとめた通りである。

事後評価のため事業完了の翌年度から3年間は、事業成果目標に対する達成状況を町に報告することとなっており、今回は、達成率の低い事業者から改善計画が提出されたところである。

改善計画によれば、達成率向上するための改善策として人材の確保をあげている。ものづくり産業振興条例の基本理念において、「移住や定住、及びUターンの促進などによる生産年齢人口の確保」を前提としていることに鑑みれば、速やかに人材・雇用を確保し、事業展開を推進できる体制を整備するよう事業者強く求めるものである。

また、達成率向上のために、この事業により生産される製品・サービス等について、町と事業者が連携したPRを推進するとともに、町の施策においても積極的に活用されるような仕組みづくりについても検討していただきたい。

なお、改善計画の進捗状況については、事業者に四半期毎の報告を求めるなど、町における指導を徹底されたい。

以上、これまで調査してきたものづくり産業振興事業（ものづくり支援）の現状について、本委員会の考え方を示し、調査報告とする。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった順序に行います。

順番に発言を許します。

始めに、2番、成澤五郎君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

質問事項を、まず申し上げます。『学校にエアコンを設置し、教育環境の改善を』でございます。趣旨でございます。

地球温暖化が進み、今年の夏も大暑に見舞われました。寒冷地の北海道でも近年の夏の暑さは本州と変わらぬ程厳しく、特に学校現場での対策が必要であります。

記録的な猛暑が続いた昨年夏は、児童・生徒の熱中症が相次ぎ、小学生が亡くなる事故も発生。それまで全国の普通教室のエアコン設置率が58%にとどまっていたましたが、国が緊急対策として公立小中学校の全普通教室へのエアコン設置をめざす支援策を講じ、地方自治体の実質負担率を26.7%に抑えた事もあり、本年9月1日現在で設置率が77.1%に上っています。さらに計画も含め、年度末まで9割に達するといいます。北海道と東北4県はまだ40%未満ですが、その内岩手・宮城は今年度末まで9割を超える見込みで、他の道・県も設置計画があると聞きます。教育環境の整備は将来への重要な投資です。道南地方の先駆けとして、教育環境の改善に先鞭をつける考えがあるか、町長、教育長に伺い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

お答え申し上げます。子どもたちが健康で、そして安全に学校生活を送るための環境整備は大切な課題でございます。

議員ご指摘の通り、昨年夏・愛知県においては校外学習の後、熱中症により小学校1年生男児が亡くなるという大変痛ましい事故が発生をしております。改めて気温上昇への警戒を強めるとともに教育活動の安全対策を徹底しなければなりません。

昨年、国は単年度の熱中症緊急対策と致しまして、ご指摘のとおり普通教室へのエアコン設置支援策を講じ、財源的にも自治体の負担を低く抑える制度を実施したところでございます。

本町におきましては、望ましい室温基準を17度以上28度以下に設定をしております「学校環境衛生基準」を踏まえ、この制度の活用につきまして、実際の本町の気温の状況、また設置後の維持費等を含めて総合的に検討致しましたところ、特に、過去3カ年におきまして7月・8月の授業日におきまして確認された30度を超える、いわゆる真夏日は月平均0.8日であり、25度を超える夏日は、月平均7.8日程度に留まり、実際の活用頻度が高いことが見込まれました。

これらを総合的に判断をし、その時点での設置の必要はないと判断をしたところでございます。

本年9月の文部科学省の公表によれば、全国の小中学校におけるエアコン設置率は実に77%に達しておりますが、北海道は0.8%に留まっており、幼稚園では全国設置率89.2%に対し、本道は12.5%、高等学校では全国設置率83.5%に対して本道は0%となっております。

寒冷地といえども温暖化による気温の上昇につきましては、これから危惧されているところでございます。

今後も学校保健会、また各学校と連携しながら、引き続き検討して参りたいと、そのように考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

私の方からも答弁をさせていただきます。教育環境の充実は、より良い学びを支えるために優先すべき取り組みであると考えておりますけれども、先ほど教育長から答弁をさせていただいたとおり、7月から8月の気温、そして近隣自治体の状況、または維持を含む財政的負担の大きさなどを踏まえ、現時点では設置を進める段階ではないと考えております。

引き続き、学校側の意見も聞きながら必要性に関しまして議論して参りたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

只今、答弁をいただきました。お二人ともエアコンの設置は、より良い学び環境には優先すべき課題、また検討すべき事案との認識を示されました。また、過去3年間の7・8月の授業中における気温の実績の報告もございました。確認致しますと、摂氏30度以上の真夏日は月間で0.8日、2ヶ月で1.6日、25度以上の夏日は月間で7.8日、2ヶ月で16.5日に留まったということですね。従って、実際のエアコンを設置しても使用頻度はそう高くない、こういう答弁でございました。これは学校現場での百葉箱を実測したデータとして、毎日の記録に基づいた貴重な分析として敬意を払うべきものと思います。しかし、このデータ通りであるならば、私はその評価に大きな認識のずれがあるのではないかと思います。まずは「学校環境衛生基準」であります。ここに、括弧書きで「望ましい温室基準ということで17度～28度」とありますが、これは果たして望ましい部屋の温度基準と理解されるのでしょうか。私はこの17度以下、私はこの先ほど言われた17度から28度、この温度というのは、私の理解では17度を下があれば寒すぎるので暖房を入れなさい。また、28度以上は暑すぎるので冷房を入れなさい。これは本州一般の会社でもこのような度数範囲というのは準用されておまして、これは学校現場の、教育長の言われる好ましい温度と果たして言えるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

ご指摘の点について、お答えを申し上げたいと思います。「学校環境衛生基準」の28度以下ということにつきましては、数年前まで、実はこれは30度以下という取り決めになっておまして、これを改善して28度以下ということで、改善をされたものであるということで、まずお伝えをしたいと思います。伝統的に、これまで17度以上30度以下ということで、学校では教育活動が行われて参りました。ただ、議員ご指摘のとおり、体調を崩す児童・生徒も出ましたことから、このような幅になってございます。今後もですね、この枠の中で、まず学校と連携を取りながらですね、子ども達の教育活動を見守っていきたいというふうに考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

今のお答えですが、これは一般の本州の会社ではこの一つの目安としての指標ではありませんけれども、これを活発に動き成長盛りの子ども達の学校に、果たしてそのまま当てはまるとは思えません。疑問があります。また今のこの真夏日、1ヶ月で0.8日、2ヶ月で1.6日、夏日が15.6日、これも留まったという、すなわち日数が低かった。こういうことなんだろうが、あまりにもこれは大人目線であって、児童・生徒目線でしょうか。私はこれを理解する上でお示ししたいんですが、この7・8月、過去3年間の実績と言われました。一つは真夏日0.8これは2ヶ月ですから、1.6日、2は夏日7月、7.8日かける2ヶ月で15.6日であります。合計しますと、17.2日であります。これは7月・8月の17.2日というのは先ほどこのデータは授業日における日数というふうに聞きましたので、1週間の授業は5日間、7.2日は3週間以上になるんです。また25度以下の、いわば真夏日と言われていないこの日にちが、この7・8月どれだけ多いでしょうか。数字は見えていません。これを考えると夏日以上が3週間以上、プラスその付近の24度がどのくらいあるのか、これを入れたら相当な子ども達への負担が掛かっていると思いませんかでしょうか。町長、如何ですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

まず、教育長の方から。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

子ども目線という、ご発言が今ございましたけれども、私どもは各学校と常にいろんな情報交換をしております。また、定期的に学校保健会という組織がございます、学校医を顧問になっていただきまして、そこで子ども達の健康安全に関わる様々な協議や統計調査の情報交換をしているところでございます。その中で議員ご指摘のように子ども達に気温によってですね、過重な負担が掛かっているというような報告は、私はこの職に就いてからございません。ですが、今後も更にこの件につきましてはアンテナを高く上げて参りたいというふうに思っておりますけれども、そのような状況については、まず報告をいただいておりますので、そのことはまずお伝えをしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ちょっと待ってください。町長の答弁。

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

9月定例会で網戸のお話がされたと思います。その時に、私がこの制度、前年度制度の中で知内は断ったという話しなんですけれども、福島町が一度手をあげたというお話をさせていただきました。その後、福島も手を下ろしたんですけれども、結果的に今、エアコンが設置されていない状況にあります。とりあえずは今、小・中・高通して網戸の対応を急ぐようにしております。それと緊急対策として、保健室に今、エアコンが無い状況なので、それら保健室というのは、やはり病気で集まるとこ、または精神的に不安があつて集まるとこ、いろいろ対応ありますので、まずそこには必要なのかなという認識はしています。それらも含めて、後ほど教育委員会とまた学校とも協議しながら、どういう形が良いのか進めていきたいと思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

今、隣の町の一つの手をあげたというお話もお聞きしました。結果的には取り下げた、申し込みしていない、こういうことだったと思います。この春に、町内にコープ何々が開店しました。夏近くになりまして、その店内の冷房が入った所には児童・生徒もご両親と買い物等と一緒に、「ああ、外の暑さと違うな。涼しいな。」こういう思いを感じた児童・生徒も多かったと思います。私の近くの学校に通う、特にはまなすからですね、涌元までは1.5km近くあります。毎日この距離を、今朝もそうですが、子ども達がこの冬でさえですね、寒さに震えながら歩き出して道半ばでも汗が滲んでくる、こういう距離です。学校まで行くとすっぽりと汗が出て、これが真夏ということになりますと、先ほど教育長が現場からの声が上がっていない。こういう話ですが、その通ってくる、学校に着いた子どもの姿を、これはもう教職員は見ているかと思えます。大変な、これ状態です。そこでですね、冷やされた部屋でほっと一息つき、「さあ、勉強するぞ。」こういうスイッチを入れる場所が僕はあっていいと思うんです。また、無ければないと思えます。子どもは黙っていても動きますし、休み時間には外に出たり、帰って来ます。勉強始める前に、ほっとするスイッチを切り替えて、「勉強するぞ。」こういう環境が僕は望ましい環境ではないのかなと。せつかく国がこういう制度を提案し、負担率も4分の1程度に下げしております。また、教育資金にということで、各地からふるさと納税もあります。そう言ったものも含めながら、この子ども達のより良い教育環境というのは考えられませんか。町長、如何でしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今、昨年ですね、昨年の制度、国の単年度の熱中症緊急対策ということで措置されております。それで最終的には補正予算債を活用しながら国が全額見るという仕組みだったんですけども、今、これがありません。そういう状況の中で、今、財政的なものを考慮しながらというお話をさせていただいておりますので、それらを考えながら、今後、またそれを国でそういう熱中緊急対策が出てくるのか、それらの、もし出たとすれば、その時はちょっと前向きに教育委員会の方とも考えさせていただきたいと思えます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

本当に将来を担う児童・生徒に何とか学習に熱中してもらおう環境、やっぱり暑くなりますと、頭がぼんやり、思考力も衰えます。そして、そわそわします。これはもう生理的なことから言われている訳ですし、何とかその辺のことをですね、大人達が先んじて考えてあげる必要があるのではないかと、このように思っております。教育長、もう一度所見をお伺いして、質問を終わりたいと思えます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

貴重なご意見、まず感謝申し上げます。100年に1.2度平均気温が上がると、今、言わ

れております。寒冷地といえども、気温の上昇には十分留意しなければならない時代に入っているというふうに考えております。今後ともですね、気温の上昇等に十分注視しながら、また、各学校の実態に目を向けながらですね、検討を続けて参りたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、成澤君。

◎ 2 番（成澤五郎）

2問目の質問に移らせていただきます。質問事項は『危険状態にある屋根の雪及び雪庇の除去作業について』であります。

趣旨は、屋根の雪や雪庇の管理は、空き家であるかどうかに関わらず、所有者において責任を問われなければなりません。しかし、所有者が亡くなったり、または、縁戚に当たる方がいる場合でも対応してもらえない、そもそも遠方にいるため対応できないなどのため、長期間にわたり危険な雪の量、雪庇に対応出来ないなどのため、長期間にわたり危険な状態のまま放置されるなど、近所の住民に迷惑かつ不安を与える状態もありました。

昨年、雪や雪庇の危険な状態の空き家が、通学路の近く、また人通りの多い町道に面して、付近の住民が大変困っておりましたので、私が町に相談した結果、消防署員がその対応にあたってくださり、大変感謝されたことがございました。

今後も空き家が増加して行くと想定される中、このような事案がまだまだ増えて行くものと考えられますが、町としてどのように対応していく考えがあるか、町長に伺いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。本町における空家対策の基本的な理念と致しましては、まず一つは「町民の安全と安心を確保するために、周辺に悪影響を及ぼす危険な空家とその予備軍をなくすこと」、二つ目は「利活用可能な空家を地域の資源として活用し、町の活力に繋げる」ことであると考えております。

このため、平成29年には「空家等の適正な管理に関する条例」を制定しまして所有者と町の責務等を明確化したほか、住民の生命・身体、財産に甚大な損害を及ぼすおそれのある場合は、必要な最小限度の措置、いわゆる緊急安全措置を講じることができるよう条例整備したところであります。これまでに緊急安全措置を実施した回数については、既に6回に上っております。

危険状態にあります屋根の雪、また雪庇等については、空家に限らず所有者の責任において適切に管理すべきものでありますので、今後も所有者に対する意識の啓発を行っていきたいと考えておりますし、空家の解体除却とともに利活用に関しても相談会や助成制度等を通じて、一層の促進を図って参りたいと考えております。

また、条例においては、町民の役割としまして「町民は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに町にその情報を提供するよう努める」とされておりますので、住民の皆様には情報提供などのご協力をいただきながら、今後も状況に応じて緊急安全措置を講じるなどしながら、地域の良好な生活環境の保全に努めて参りますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

ありがとうございます。只今の答弁を私なりに整理しますと、2年前の空家条例で町民の安全と安心を確保するために、一つ「周辺へ悪影響と危険を及ぼす空家を無くしていく」、二つ目は「利活用可能な空家を町の資源に繋げる」という目的がございました。この条例で、町の責務も明確にして住民のために危険状態の除去、すなわち緊急安全措置を講ずるというふうに決めた点は、大変重要であります。また、更に条例では、今度は町民の役割も明確にして、不適切な管理を発見したら町に情報を提供するという条例になっている。今、説明を受けました。今、ここまでは只今の答弁の確認ですが、また、末尾には、答弁の末尾には、町長の住民を守る固い決意と私は受け止めました。すなわち住民の情報提供の協力を得つつ、その状況に応じ、ここがとても重要だと思います。何でも町ではやるということではない。先ほど言った所有者、入居者、親戚、こういった状況も把握した上でその状況に応じ緊急安全措置をとる。こういうことでしたので、私どもも安心してそういう状況の時にですね、適切な情報を提供して参りたいと、このように考えます。そこで確認したい点がございます。町民側の的確な正しい情報提供、緊急安全措置を講じるには、この一定の人員の配置、すなわち危険物除去する体制を町としては取る必要がある訳です。私の場合2回ありましたが、先ほど過去6回実際あったというお話でした。私が一昨年と去年2回の場合の例によりますと、消防署員が出向いてくださいました。その作業中に、私は万が一火災が発生した場合に、その備えということでは、後で伺ったんですが、休日の署員を出勤させるなどの調整があったと聞きました。大変恐縮しました。今後このような緊急安全措置が増加する傾向等、予想されますが職員の人員、配置等に問題等はないのか。また、町長に伺いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

現在、危険排除等の活動については消防活動、救急活動のように法律で明確に定義されている活動ではございませんけれども、放置していれば火災の発生、または人的被害が予想される場合、その危険を防除し被害の軽減を図る必要がある以上、いわゆる危険排除等活動は消防の責務として、今、活動を行っている。今、そういう状況にあります。それで今ご質問の対応にあたった時、大体2、3名でそれらに対応するということになります。現在、消防署員の常勤というのは6名から8名体制で組んでおりますので、その分欠員になります。その場合、出動した場合に待機者を補填するという形で、今、活動に不足をきたさないように、今、調整しながら活動しているということでもあります。ただ、それ以上になると、万が一消防業務に不便をきたすということになると、大変な場合というのは一般業者を活用した対策も必要であると思っております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、成澤君。

◎ 2 番 (成澤五郎)

ありがとうございます。町民を本当に安心して日々暮らせる、また寒い冬がやって参ります。消防署員さんのまたご苦勞も感謝しながら、質問を終わりたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩します。

再開は、10時50分とします。

（ 休憩 午前10時33分 ）

（ 再開 午前10時50分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、一般質問を行っております。

次に、3番、笠松悦子君。

◎ 3 番（笠松悦子）

それでは、質問させていただきます。

質問事項と致しまして、『移住人口を増やすため、新たに魅力ある施策の展開を』ということとさせていただきます。よろしくお願い致します。

人口減少社会の到来により、社会経済や地域社会の状況が大きく変容する中、地方自治体においては、持続可能な行政サービスを維持するための対策が迫られているところであります。

知内町では、第6次知内町まちづくり総合計画において「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」とテーマを定め、移住者を増やすための居住環境の整備と情報提供、また発信体制の整備を進めているところであります。特に道内外における移住フェアでは、魅力ある移住環境や農業体験プログラムなどについて、積極的にPRしているものと認識しております。

しかしながら、知内町が将来に亘って、安心して住み続けられる町として維持していくためにも、もっと魅力のある移住施策を進めなければ、知内町における移住人口は増えないものと考えられます。そこで、今、新たにもっと魅力のある移住施策の展開を進める考えがないか、町長さんにお伺いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。本町の人口は、昭和35年をピークとして減少局面へ入り、現在は4,300人まで減少している状況でございます。

このため、人口減少を抑制し、安心して住み続けられる持続可能な知内町を将来に引き継いでいくためには、子供からお年寄りまでの誰もが住みたくなる、そして安心して住み続けられる魅力的なまちづくりが必要である、との考えのもと、現在「第6次まちづくり総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、定住・移住対策や子育て環境の充実などに取り組んでいるところであります。

その中においても、一次産業が基幹産業である我が町にとって、地域産業の担い手確保は重要な課題であることから、町では各産業団体と連携しながら、道内外への情報発信のほか、各地へ出向いての移住相談会の開催などの取り組みを進めているところでございまして、その結果、徐々にではありますが確実に成果として出てきており、現在、地域産業担い手センターは5室中4室が入居中という状況にあります。

魅力ある移住施策ということでございますが、本町の移住者確保に向けたプログラムは、

ワンストップでの相談から始まり、担い手センターを利用した短期の生活体験、次に移住者の意向に沿った就業体験、そして移住後も担い手センターで一定期間暮らせるほか、住宅を新築又は購入した場合には世帯の人数に応じて一定額の補助を行うなど、他地域ではなかなか真似できない、大変魅力的な仕組みであります。

そのうえで、今後充実させるべき部分と致しましては、こうした魅力的な仕組みや地域情報を如何にして広く発信していけるかであると考えているところでございます。

今後も、地域産業担い手対策連絡協議会を核として、こうした情報発信や体験受入れ活動を継続していくとともに、新たに農業系大学校や専門学校での相談会の開催なども視野に入れ、積極的な姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

また、この9月からは新たにインスタグラムやフェイスブック等のSNSを活用した定期的な地域情報、移住情報の配信を開始しております。

フォロワー数が短期間で700名を超えるなど、順調に関係性の構築が進んできておりますので、今後は知内高校卒業生とのSNSを活用した継続的な関係の構築も視野に、知内町出身者のUターン促進を図る取り組みも含めて、総合的に移住施策の展開を図っていききたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3番（笠松悦子）

本当に一生懸命やっていると思います。私もいろんな機会がありまして、いろんな所で私達の住む知内町は、本当に海の幸・山の幸にも恵まれ自然に溢れた町、また歴史の深い所だということを実際に発信して参りました。そこでですけれども、そういう移住フェアとか、そういうところPR活動での手応えがあるから、こうして何組かとか来ていただいて、体験して、せっかく素晴らしい施設に泊っていただいているんだと思います。出来ればそのPR活動の時の手応え、また、やっている最中にもっと何か違うかなってこと感じたことがあるかどうか、そのところを聞かせていただければなと思いますけれども。

◎ 議長（伊藤政博）

まちづくり政策室長。

◎ まちづくり政策室長（三原知明）

ご説明致します。今年度もですね、札幌ですとか、東京ですとか、各地でそういった取り組みを行っていますけれども、手応えとしてはやはり我が町の場合、事業者の方もかなり深く連携、協力していただいておりますので、そういった体制が出来ていると。農業やりたいのであれば、こういうプログラムが考えられますよと。そういった事がPR出来るというのが非常に私どもとしては強みだというふうに思っております。それから難しさとしてはですね、やはりターゲットをある程度絞ってPRしていかないと、様々な思いの方、様々な希望を持たれている方がいらっしゃるの、そういった、ただ広く情報発信するだけではなくて、ターゲットを絞りながら的確なそのターゲットに向けた情報発信していくというのが必要かなというふうに感じています。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3番（笠松悦子）

その通りだと思います。ただ広げていろんな方に来ていただくという方法もありますけれども、やっぱり迎える側としては本当の人を迎えたいと思いますので。その中でですけどもね、実は私も一人預かって、今、この政策の中で住宅を新築するならば、町としていくらかの補助金なりなんなりというそういう制度を利用して、今、家を新築しました。ちょうど2年になります。その子、ここに来てから。その人に私、来た時に、聞いた時に何で知内を選んで来たのって言ったら、いろんなその人はフェアに行ったんじゃなく、神奈川から来たんですけども、フェアに行ったんじゃなくネットで見て知内の子育ての素晴らしいところを見たというんですね。生まれは七飯だったんですけども、だからやっぱり丸つきしこつちを知らない訳じゃなく、この自然の素朴なところが良い、そこで暮らしてみたいということに来てみたいなんですけれども、そういうやっぱりこの住宅に関する助成制度というか、そういう制度はどこ見てもないと思うんです。本当に素晴らしい制度だと思いました。それに一番魅力も感じたということで、ここで根付いて子どもを育てたい、それがあの人達の希望です。やっぱりこの制度も凄い当たっていると思います。多分、この制度の中で、ここで住宅、何団地でしたっけ。そこの団地で何軒か、それ以外に建ててらっしゃいますか。

◎ 議長（伊藤政博）

まちづくり政策室長。

◎ まちづくり政策室長（三原知明）

ご説明致します。今、おっしゃられたのは、セミオーダー住宅の制度だと思います。定住団地の区画で所有者というか、入居される方の意向を取り入れながら設計して、建築して長期的にお貸しするという制度ですけども、現在、その制度を活用された方は3名いらっしゃいます。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3番（笠松悦子）

やっぱり移住者にとって居住というものは、凄い魅力だと思いますので、これは是非いろんな形、もしかして時代と共に変わっていくかもしれませんが、こういう形はやっぱりここならではのと思っていますので、続けていただきたいなと思います。それと今ですね、私もたまたま若い人達との繋がりが多いいこともありまして、知内高校、この中でまた知内高校生とのという答えもございましたので、知内高校の卒業生なんですけれども、たまたま家に集まる子ども達が集まって、知内出身ではないんですけども知内高校に来た。それで3年間ここで暮らしたら、やっぱり自分の育った町とここでの3年間、ちょうどいろんな多様な時期の中で暮らした町そのことが良かったということも聞いていました。男の子達だけなんですけれども、女の子は隣町とか近くの子なんですけれどもね。その中とそれとまた今、農家の方でもUターン、息子さん達がどこかに就職して戻ってくる方が沢山増えています。そういう方々を取り込んだようなインスタグラムだとかSNSだとか、本当に素晴らしい発想だと思います。そういう中でどんどんやっていただきたいんですけども、是非、外に出た人が我が知内生まれの人達ですけども、一度外に出てみて外の世界を見ながら、やっぱり我が町が良いって戻って来たくくなるような、その魅力のあるまちづくりに今後していただきたいと思うんですけども、町長さんの方ではそういう何か夢っていうか、希望っていうか、考えがもし今、ありましたらお聞かせ願えればなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

セミオーダーに関しては、残念なことに今年度募集を停止しております。そして、次年度以降の事業展開というのは、今のところ考えておりません。確かに今、笠松議員が言われるように魅力的な政策の一つだっただろうと思います。ただ、一軒建てるのも3,000万以上掛かり、今年二棟建てましたので、今建設中でありましてけれども6,000万以上の負担もあります。また、これから長期的な維持管理も出て来ます。それらを考えた時に果たして今、財政的なもの、負担大きいだろうということで、今、そういう方向で、中止する方向で進んでいるということだけは理解していただきたいなと思います。また、知内高校に町外から通って知内は良い町だという、まず、そう感じて貰える土台が、たぶん知内町にはあるんだろうなと思います。まして町外から基幹産業、農業の体験を経て、今、継続的にやっている方も居りますし、最終的には担い手として独立して、また新たな家族を形成しながらこの町を楽しんでいただければという思いは一緒なんだろうと思います。ただ、今、先ほど言われたようにいろんな施策の展開の仕方、お金を掛ければどんどんどんどん、たぶん出来るんだと思います。ただ、知内町の財政だけではそういう展開が出来ませんので、国・道なりの政策的な支援もいただいた中でどれだけどういう事業がやり切れるのか、それらを網羅しながら今、方向性を検討しているところであります。ただ、今、いろんな課題あります。認定子ども園もそうですし、郷土資料館もそうですし、きらく町内会も課題として上がっておりますので、まして今回、しりうち対話集会の中で将来的な施設の統合というお話も出ておりますし、その後させてもいただいております。それらを総合的に考えた時に、まず基本は自分達が自分達の町に誇れるという、笑顔で暮らせる体制づくりが、まず第一なんだと思います。それらを感じて町外からもいろんなそういう情報発信することによって、良い町なのかどうか、まず体験してみたいという形が増えてくれば大きな知内町の発展にも繋がるだろうと思いますので、その辺は総合的に考えていきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、笠松君。

◎ 3 番（笠松悦子）

私もお金を掛けたから良いものではないということは十分わかります。だから、本当に住宅のあれは本当にお金が掛かっていたと思います。今後、だからあれだけのお金を掛けなくても移住者がここに来て、何らかのやっぱり「移住して良かった。」と思えるような施策をね、やっていただければ繋がりが出来ると思うんです。来たから、やっぱり他のところでもって言う、たぶん今までも繋がりがあってね、名前を明かさなくても移住フェアに来て居たような方も居ますし、そういう中から今、女の人が今、入って居ますけれども、その人のネットワークもいろいろ活用させていただきながらやっていくと、もっと女性も男性も関係なくこの町を高めていくような方向性をお互いに町の住民、それから外から見た知内町、その中でまた新たな知内町の方向を見い出せるのではないかと思いますので、そこはやっぱり担当職員さんとか、他の担当職員さんだけじゃなく、これは全体で繋がると思うんです。教育委員会なり、民生課なり、建設課なり、産業課なり、全てが繋がって知内の良さが生まれてくると思うので、やっぱり職員さん一丸となって町長さんを引っ張って、やっぱり知内を良い

方向に導いていただきたいなと思います。ということで、私のお願いとして、最後の質問で終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、7番、花井泰子君。

◎ 7 番（花井泰子）

『「平和のまち」宣言後の更なる取り組みについて』質問を致します。

当町では2017年6月22日に「平和のまち」を宣言した後、パネルを作成し庁舎玄関などに掲示していますが、更なる取り組みとして、町民に若いうちから平和の尊さを学んでいただくために、毎年、ヒロシマ・ナガサキで行われている「原水爆禁止世界大会」に中学生を派遣する考えがないか、町長にお伺いを致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。ご質問のとおり、平成29年6月22日に知内町の町制施行50周年を記念して、議会の賛同のもと「平和のまち」を宣言し、ただちに町の公式ホームページへ掲載して周知しております。

その後、庁舎・中央公民館に宣言文と、元町の竹田徹夫さん撮影の町内の美しい景観写真を組み合わせたパネルを作成し、玄関やロビーに張り出しておりますが、私自身も広島・長崎を訪れた経験があり、被ばく地の悲惨な状況に身をもって触れ、平和の大切さや早期の核兵器廃絶の重要性に対する私なりの思いもございますので、せっかくの「平和のまち」宣言が広く町民の皆様にも周知されるよう、今一度効果的な対策について検討して参りたいと思います。

中学生の派遣につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

ご質問のありました原水爆禁止世界大会への生徒派遣につきましては、道内のいくつかの自治体におきまして、児童・生徒を広島・長崎へ派遣していると、そのような事例があることは承知しております。

本町におけます若い世代の平和の学びにつきましては、過去に、教育課程内の活動と致しまして、町立高校が沖縄県への見学旅行の際に、平和記念公園、あるいはひめゆりの塔等を訪れ、地歴科で学ぶ第二次世界大戦の惨状跡を見学することによって、平和の恩恵について改めて考える機会としてきた経緯がございます。

「平和のまち」宣言は、2年前の町政施行50周年の節目に本議会で採択をされました価値ある宣言でございます。

新しい時代に向けて、全町民の心に響く宣言でありますよう、まずはその趣旨の浸透を図っていくことが大切であると考えております。

町長部局と連携を致しまして、ご指摘の点も含めて対応を検討して参ります。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

今、町長と教育長にお答えをいただきました。まず最初に町長からお聞きしたいと思いますが、町長が広島・長崎の方に出向かれたということ、今回、初めて聞きました。そして町長の思いもあるというふうにもご答弁をされました。町長はいつ頃、広島・長崎に行かれたのか。そして町長の思いとは何なのかというものもお聞きしたいというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

私事になりますけれども、管外研修をさせていただいた時に広島・長崎を見学させていただいたという事であります。そして広島慰霊碑あります。そこからドームを眺めるという、そこだけポイントで見えるんですけども、他の今、近代化に整備されている風景とは別に、そこから原爆の悲惨さを見た時にどう思うかそれぞれ感じ方が違うだろうと思いますけども、それだけ原爆の破壊力というのは当時凄かったんだという思いは皆さん共有していただけるだろうと思います。そして原爆の像もございまして、いろいろ長崎も浦上天主堂ですか、幻のドームと言われている、そこは、現実には復元されておりますけれども、様々なそういう跡を残すことによって語り継がれる部分というのは多々あるだろうと思います。そして原爆に対する鶴、千羽鶴の寄贈もありますし、そうしたいろいろな思いが例えば中学生が修学旅行で現地を訪れることなくとも関係を結ぶという、関係を強化するという、そういう繋がりを強化するという意味ではその原爆に千羽鶴を贈るということで、中学校・高校・小学校が前向きにやるだとか、また、原爆的なコーナーを設けながらいろいろな資料集めて後世に伝えるというそういう役割は当然出来る訳ですから、工夫次第で。そういう活動もまた視野に今後考えていければなという思いはしています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

町長の思いも、今、聞かせていただきました。「平和のまち」宣言をしてから、役場庁舎前とか、この議場にもあると思うんですが、パネルが提示されています。ホームページにも、私も極々その最近ホームページも見ました。そういうことでは、一定程度は町民には周知しているというふうには思いますけれども、例えば、庁舎前の玄関にあるパネルは、私がしょっちゅう出入りしてもそこに足を止めて、町民が何だろうかなというふうに見ている姿をまだ見たことがないなという思いもありまして、中身としては、桜の絵があって柔らかい感じの「平和のまち宣言」にはなっていますけれども、果たしてそれだけで良いのかなって言うのが、ちょっとそういう思いもあります。今日は中学生派遣をしていただきたいという質問の趣旨でありますから、町長にはこれ以上は申し上げませんが、本当に「平和のまち宣言」をした後に、国会というか、国連で核兵器禁止条約が122の国で賛成をされたということでもあります。残念ながら日本は賛成も勿論批准もしていません。唯一被爆国でありながらそういうことをしていないということは、大変残念なことであります。ですから、そういうことも含めて、実は町長も議員の時だったというふうに思うんですが、核兵器禁止条約を国に批准せよという、そういう意見書を知内町議会として二回上げております。そのことに対して、禁止条約が一昨年です、今年のちょうど一年目に大阪の毎日新聞の支社の社説に載っ

たんです。4, 500人にも満たない小さな町、知内町が二回も意見書を上げたと。それだけの意義があるものと感じるといふような趣旨の大阪の支社の毎日新聞の社説に載ったのを見て、送っていただいたというのもあるんですが、私はとてもびっくりしましたし、知内町議会としてはとても誇りに思ったというふうに思いました。そういうことも含めて、これからはちょっと教育長の方に質問を移りたいというふうに思うんですが、本当に今回、私が最初は前の町長さんに質問した時は、中学生や高校生をそういうところに派遣するなども考えられるのではないのでしょうかというふうな、大雑把な質問だったんですが、そのことについては何も回答が無かったんですが、今、私の質問の趣旨はその後についてということですので、今、私は高校生よりも中学生の子ども達にその期待を託したいというか、平和の、この知内の町の先頭に立っていただく子ども達を育てたいという思いで、今、おります。一つはいろんなことがあるんですが、さっきも申しましたように核兵器禁止条約が採択された後にすぐノーベル平和賞、ICAN受けられましたよね。そういうことで国は後ろ向きの方ですが市民団体というか、そういう住民団体やら被爆者の方達は、国に、世界に向けて大きな発信をしているというふうなことであります。ですから本当に今、平和でなければね、何も出来ないというか、世界各国でいろんな事件が起きています。でも、そういう面を見ても本当に核兵器禁止条約が、核兵器はもう人類とは絶対共存しないということは、もうはっきり国連で採択された訳ですから、そういう面でも是非この知内の町の未来を担う中学生にしっかりと学んでいただいて、そして私は先頭をきっていただきたいと。中学生議会も毎年開かれていて、中学生もしっかりとした質問内容で今、頑張っているということでは私はそういう意味で中学生を毎年行われている広島・長崎の核兵器廃絶の世界大会に派遣をしたらどうなのかなという思いで質問をさせていただきました。教育長のお考えをもう一度お聞きしたいというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

お答え申し上げます。「平和のまち宣言」の採択、そして先ほどご紹介にありました、二回にわたる核兵器禁止条約に向けての意見書の提出、本当に重く受け止めております。「平和のまち宣言」につきましては、今回「平和のまち宣言」のその後の取り組みという表題がついております。まず「平和のまち宣言」についてでございますけれども、私なりに解釈しているのは三つのポイントがあるというふうに考えております。一つは、宣言の冒頭にあります平和とは生きることの基本であるということが一つ。それからもう一つは、このふるさとを時代の人々に長く繋げていくということが二つ目でございます。三点目が、それらを支えるものとして恒久平和主義、あるいは核廃絶があるというふうに抑えております。「平和のまち宣言」は、そういう包括的な概念であるということ、まず、抑えておきたいというふうに思います。原水爆禁止世界大会の意義につきましては、私がここで申し上げる必要もないかと、それぐらい高い評価を受けている活動というふうに認識をしております。中学生の派遣について、ちょっと私の考え方を述べさせていただきたいと思います。現行の、ちょっと堅い話になりますけど、学習指導要領ではですね、中学生の学びの目標としてこのように示されてございます。社会的な見方、考え方を働かせ、広い視野に立ち、国際社会の中で主体的に生きる平和的・民主的な国家の形成者としての資質能力の基礎を培うと、このように

示されているところであります。そして私が考えますに、このことについてはですね、実に日常の子ども達の身の回り、あるいは私達の身の回りに切り口が沢山あるんだというふうに考えております。子どもが中学生の子ども達に期待することは、生徒自身が課題と向き合った上で何が出来るか、あるいは何をやらなければならないのか、そのことを主体的に考えることが大切であるというふうに考えております。先般、大変世界的に話題になりました国連でのグレコさんの温暖化のリスクについてのメッセージがございました。また、数年前にはパキスタン出身のマラルさんの女子教育と平和についての活動がノーベル平和賞に輝いております。この人達は、やはり中学生・高校生の世代でございました。また、身の回りの小さな取り組みの積み重ねが、いずれ大きなうねりになっていくんだと、そんなプロセスも生徒達には学んで貰いたいというふうに考えております。そのことがこれからの未来社会を生きていく、担っていく人達にとって、とても大切な体験であると考えております。今、生徒をですね、例えば、この大会に派遣するという具体的な計画は持っておりません。今は持っておりません。ですが、子ども達がこの「平和のまち宣言」をもっと知り、深く関わり、そのことをきっかけとして将来そこに生まれてくる学びだとか、取り組みについては大いに支援をして参りたいというふうに考えております。各部局と連携を図りながら、まずはこの「平和のまち宣言」のですね、浸透をですね、浸透を、見える化を図りながら、浸透を図って参りたいと、そのように考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

そうですね、「平和のまち宣言」をしてからの、やはり町民に、受け取る側は本当に浸透されていないなと私も思っています。それで一つの方法として、中学生派遣ということも申し上げた訳でございます。本当は私、ごめんなさい。ちょっと話、行き来しちゃって申し訳ないんですが、ちょっと素敵ないんのですが、ちょっと素敵ないんのですが、やっぱりインパクトのあるような「平和のまち宣言」というような、例えば、8月の1ヶ月間だけでも、それは平和の月であります。終戦記念日もありますし、広島・長崎に原爆が落とされた8月のその月ひと月でも、例えば懸垂幕みたいな垂れ幕を庁舎の前にきちっと町民に見える形で、きちっとしたその宣言の思いを載せるような形でのそういうようなやり方も、私は必要ではないかなというふうには思っています。ですから、今回、教育長がおっしゃったように、今すぐ子ども達を派遣するという事にはならないというふうにおっしゃいました。確かに原水爆禁止大会、毎年やられていまして、各地域、全国、そこそこにはそういうふうな地域にそういう団体もあります。ですから、そういう団体が、例えばこちらではまだ作られていませんが、そういう団体が毎年その大会に中学生・高校生を自分達の手で募金をしながら、送ろうというふうなそういうことをやっている町も沢山ございます。毎年、礼文島を出発して各市町村を回って、核兵器廃絶の8月6日、9日の大会に向けた「通し行進者」という方が居て、町長のところにも訪問し、そしてタペストリーに名前を書いていただく。それから、今年は教育長のところにもお邪魔をしてカンパもいただきながら、各全国をいくつかのコースに分かれて、そして最後、世界大会に向けていくというそういう流れになっていますので、さっきも申しましたように、全国自治体様々です。平和のためのパネル展を、例えば公民館みたいなところにきちっと提示をして、そういう町民団体、支援団体がやっていることとか様々です。そこで

通し行進者がついたところでは、比較的大きな町ですと、町長がそこに出迎え、教育長、議長が出迎え、そして一緒にその町を行進すると。30分ぐらいの時間ですけれども、そういう形で各自自治体のその住民に知らしめていくと、一緒に頑張りましょうというふうなことがずっとやられてきたという、そういう40何年もやられてきたという経過があるんです。嬉しいことに50周年の記念ではありますけれども、知内が「平和のまち宣言」をしたということで大変私は嬉しく思ったし、それをやっぱり町民にちゃんと知らせていければなどという思いでずっと居ましたけれども、なかなか町民の方でも、それを受け取る側の方でも、なかなかね、それが気付かないまま居るということでもあるのではないかなというふうに思います。最近になってローマのバチカンの教皇も来られて、そして長崎・広島を訪問してあれだけ大きなニュースになったので、そのことについても改めてテレビや新聞などを見て、町民がそのことに気付き、そして我が町の「平和のまち宣言」をしているんだなど。そして核兵器は絶対に人類とは共存しないと、はっきりバチカンの教皇さんもおっしゃっているということでもありますから、そういう面でも他力本願ではありますけれども、そういうことで町民の皆さんの心にも平和という問題が響いたかなというふうには、私も思っています。これから、住民の活動がどういうふうな形になるかどうかわかりませんが、例えば平和のパネル展とかそういうことを公民館を使いながらやれるかどうか、それは住民のそういった前向きな人達の集まりの力で他の自治体ではやっていますので、そういうことも含めて私もこれからいろんな面で頑張っていきたいし、教育長にはいろんな場面で子ども達へのその平和の教育をいろんな場面の中で取り入れていただきたいというふうに思って、質問は終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般質問は終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について説明したい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

第4回定例会上程議案の説明をさせていただきます。議員の皆様には大変お忙しい中、令和元年知内町議会第4回定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案7件であります。

議案第1号の知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、令和2年度までの過疎計画に保育園、学校給食費支援事業等の事務事業を追加し、計画の一部を変更するものがあります。

議案第2号の知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、今年8月7日の人事院勧告に基づき国家公務員、一般職員の引上げに合わせて職員給与で0.09%、勤勉手当で0.05ヶ月を増加し、改定するものであります。

議案第3号の平成31年度知内町一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ6,954万3千円を追加し、総額を50億5,147万2千円とするものであります。

補正の主な内容は、ふるさと納税寄付金関係に2,000万円、農林水産業費の国営土地改良事業償還金に1,193万4千円の追加が主なものであります。

議案第4号の平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出それぞれ86万6千円を追加し、総額を5億1,825万7千円とするものであります。補正の主な内容は、国庫支出金等過年度分返還金の追加が主なものであります。

議案第5号の知内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害援護資金の貸付利率が年3パーセント以内で条例で定める率に改めたことによるものであります。

議案第6号の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、成年被後見人等の権利の軽減に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が、本年6月14日に公布され地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の改正を行うものであります。

議案第7号の地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例については、第3回定例会で知内町文化交流センター設置及び管理に関する条例を廃止したことから、運営委員の項を削除するものであります。

議案等の内容につきましては、各担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

● 議案第1号 知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第11、議案第1号、『知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり政策室長。

◎ まちづくり政策室長 (三原知明)

議案第1号、知内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

知内町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。今回の変更につきましては、基本的に現在、町の振興発展や教育の振興等、様々な事業に取り組んでございます。その事業の財源としまして、過疎債の充当を可能とするための変更でございます。内容につきましては、説明資料でご説明をしたいと存じます。お手元の予算説明資料見出しナンバー2をご覧ください。宜しいでしょうか。まず、区分1の基本的な事項のところの行政機構図につきまして、今年7月の機構改革の内容に沿った形で変更しております。内容としましては、地域創生推進室及びものづくり推進室を廃止しまして、新たにまちづくり政策室を設置するものでございます。続きまして、2ページをご覧ください。区分5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業計画に、今年度から実施

しております保育園給食費助成事業を追加。次に区分7の教育の振興に、今年度購入しました湯ノ里小学校スクールバス更新事業を追加。合わせて保育園と同様に学校給食支援事業を追加しております。続きまして、3ページをご覧ください。区分10のその他地域の自立促進に関し必要な事項における(1)現況と問題点に新たにオとしまして、買い物利便性向上対策事業を追加しまして、アンダーライン部分の文言を追加しております。内容としましては、今年7月に開店しましたコープさっぽろ知内店の誘致と施設内に設置されました地域交流エリアに関してでございます。続いて(2)その対策に新たに⑦としましてスーパーマーケットの誘致を推進し、買い物利便性の向上を図る旨を追加します他、(3)計画の事業計画に買い物利便性向上対策事業を追加するものでございます。以上、説明させていただきましたが、内容につきましては、それぞれの事業の財源として過疎債の充当を可能とするための計画の変更でございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

今の室長の説明であるんですけども、この3ページですか、室長、コープさっぽろさんが7月にオープンしたことになってるんですけども、やはりそれを現実に出店してくれたんですけども、やはりそれでもやっぱりこのような形の文言を必要なものなのか。実際にもう出てきているんだから、それは私は逆にいらないんじゃないのかなって思うんですけど、その辺についてどうすればそうなるのかお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

まちづくり政策室長。

◎ まちづくり政策室長 (三原知明)

ご説明致します。ちょっと先ほど申し上げたようにですね、コープさっぽろに関して地域交流エリア設置していただいたということで、今後5カ年にわたって町の財政支援が予定されています。それらも過疎債のですね、対象となるように今回、その旨の文言を追加させていただいたという趣旨でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

ちょっと議長の方に資料提供のお願いをしたいと思うんですが。今回、機構改革で初めて図面を出されました。我々、庁舎内に入っても職員の顔と名前が一致しない場合が非常に多いんですね。以前に各担当部署の職員の名簿もいただいたことございます。2年くらい前に。ただ、拡大鏡を出さなかったら見えないような小さい字なんです。出来ればですね、A3くらいの大きいもので今回の機構改革になったやつで、職員と準職員との何か印を付けた形でこういう資料を提供出来るか出来ないか、お諮りいただきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩。

休憩を取り消します。

只今、4番議員から資料提出要求がありましたので、このように取り扱うことに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしということですので、後ほど資料提供をお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第12、議案第2号、『知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

議案第2号、知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

知内町職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正するものです。お手元の説明資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。見出し1、総務企画課の1ページ目でございます。先ほど基本的に人事院勧告に基づくということで、町長からご説明のとおりなんですけれども、一部こちらに記載のとおり改正の概要と致しましては、先ほどの町長の説明と重複致しますけれども、民間給与との格差(0.09%)を埋めるために、俸給表の水準の引上げということで数字の引上げにつきましては、お手元の資料の3ページ目以降に新旧の俸給額、記載してございます。差額も記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。更にボーナスの引上げと致しまして(0.05ヶ月)でございます。現行、期末と勤勉、6月、12月合わせて4.45ヶ月なんですけれども、0.05ヶ月が4.5ということでございます。ただ、今年分、既に6月の手当は支給済みでございますので、今年分は12月の勤勉手当の0.05の追加ということで調整をし、来年度以降は6月と12月にそれぞれ0.025ずつの増ということで、合わせて4.5という対応でございます。

議案に戻っていただきまして、5ページ目の附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

2と致しまして、第1条の規定による改正後の知内町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」と言います。）の規定は、平成31年4月1日から遡及して適用するものでございます。

第2条は、給与の内払でございます。改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすものでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

人事院勧告なんでね、その指導に従っていくというのはわかるんですけども、民間給与との較差0.09%、これは知内町には該当するんでしょうか。しないんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

人事院勧告の制度は議員もご承知だと思うんですけども、国内の50人以上の事業所の民間給与の水準と国家公務員の水準を比較しているものでございます。具体的には、町内の民間事業者に人事院勧告の調査が入っている状況ではないと思われまして、今、ご質問のように町内の民間の方々と直ちにこの0.09の差があるという状況ではないのかもしれないんですけども、その点、全国の中の民間給与の水準、平均的な水準との比較ということでご理解をいただきたいと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

全国との平均ということなんですけれども、やはり役場のね、皆さん働いている方達、知ってのとおりだと思うんですけども、やはり我々ね、民間企業もしくは農家さん、漁師さん、その方達から見るとね、若い世代の方はそうでもないんでしょうけども、全体で考えるとやはり役場職員の方の方が所得は多いのかなっていう気はしてるんです。それで、ここで言う較差が縮まればという形なんだろうけども、もう較差はどっちかっていうと開いているんじゃないかなっていうふうに私は思うんですね。今、基金も少なくなってきたという状況も踏まえましてね、どうなんだろうね。やはりそこは、やはり国に従って増やした方が良いのか、悪いのかというのは皆さんの判断なんだろうけども。私はなんとなくね、ちょっとその辺較差が逆に広がってしまうんじゃないかなって、この町に関してはですね。その辺ちょっと疑問に思うんですけども。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

確かに今、ご質問のとおりですね、生活実感と致しましては町内の民間企業の方々、非常に厳しい企業で勤務されているのかなってこともございますし、やはり地方公務員、身分・給与も保障されて安定的な給与いただいているなということは事実だと思います。ただその一方で、先ほども3番議員さんからもまちづくりに向けて、特に移住の促進に向けて、いろんな行政として、もっともっとアイデア出すべきだとか、というご意見もいただいている中で、いろんな多様な人材も確保していかなければいけませんし、職員のいろんな力を発揮させるという上では給与水準と言いますか、その部分も全体としては今、民間給与と町の職員の差はあるんだろうなということも思いつつも、例えばなんですけれども、この四町の町の給与水準の中ではラスパイレス指数というご存知だと思うんですけども、国家公務員100とした場合に知内町職員の給与水準はどうかということもありまして、それは残念ながらこの四町の中では知内町、一番低い数字になっています。今のところ96.1ということですね、近隣町それ以上になっておりますので、そういう中ではやはり有能な人材を集めたいという中ではやはり近隣との一定の給与水準も均衡を保っていく必要もあるということも考えてございますので、その点も是非ご理解をいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

この条例に反対するものではないんですが、例えばボーナスの部分で言いますと、町の町長、副町長、教育長さん等と一緒に上がるというふうに捉えていいんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

ご説明致します。従来ですと、一般職に合わせまして特別職・議会議員の手当についても改定ということで実施して参りました。ここで、報酬額等の改定にあたってはですね、事前に特別職の報酬等の審議会ということで、予め委員に聞くということになってございます。それで11月の29日に審議会、これは町民代表の委員5名ですけれども、開催をしております。この会議の開催にあたりまして町長の方から今の10月の消費税10%の引上げ、それから町内漁業においてはホタテ弊死、鮭漁の不漁、それから農業ではニラ・トマトの生産額が前年度よりも減少になっているという状況等によりまして、町内の経済が決して良好とは言えないということで、特別職の3人については据え置きをしたいということで、お話をしまして議会議員につきましては改正をしたい旨を説明し、意見を集約していただきたいということで委員会を開催し、委員の5名から意見をいただいております。その結果ですね、5人の委員、全員の総意として特別職及び議会議員の手当は今回、据え置きということをお願いをいただきました。従いまして、その意見を尊重しまして今定例会には改正の提案をしないこととさせていただいております。但し、町内の経済状況等、改善が見られた点につきましては、一般職と合わせました改正について審議会の意見を聴取し改定の方で進めていきたいということで考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番 (花井泰子)

今のご説明でわかりました。実は、私の思いといいたいでしょうか。この間ずっと議会事務局から理事者の町長とか教育長もそうですが、日程表が毎週回ってきます。それを見てもと、本当に町長で言えば函館、札幌は勿論、首都圏等の出張とかも沢山ありまして、改めてしっかりと見てみますと、本当にいつ休むんだろうかなという率直な感想を持ちました。地方分権一括法が20年前ぐらいに決まって、地方のことは地方でというふうな大義名分はありましたけれども、中身は全然なっていないということで、私はそういうふうには捉えています。そういう中で、国で決められたいろんな規則・条例等はどんな小さな町でも、大きな町でも、しっかりとそれを受けて仕事をしなければならないということになっていますよね。ですから、そういう面で言いますと、本当に大変な時代だなというふうには私は捉えています。小さい町だから職員が少なくてもいいかと言うとそうではないと。やる仕事の種類はみんな同じで、人口の数が少ないだけなんですよね。そういう面で言えば、本当に大変だなという思いで見えていましたので、職員の給料の人事院勧告は、私はそれはそれで当たり前だというふうには私は思いますし、もし、地元の本当に小さな中小企業の人達、大変です。でも、地元の小さい企業をしっかりと助けるような国の施策があれば、中小企業の支援法があれば、もっと職員の給料とか従業員の給料も上げられるのではないかなというふうな思いでもいます。あと町内の土・日のいろんな行事あります。教育長なんかも見えていますと、ほとんどのものに、町民参加のものに、自分も一緒にそれに携わろうというようなそういう気持ちで参加されているんだなというふうには思いますけれども、そういうことを見ますと、本当に職員のみならず、あるいは理事者の方も大変だなというふうな思いで私は報酬審議会では今回、理事者の方は上げないというふうには決まったということですがけれども、私は本当に上げていただきたいかった。議員は別として。議長も大変なんです。見えていますと、いろんなところに出かけて行きます。だから、大きな自治体だって、小さな自治体だって、首長や長は1人なんですよね。ですから、視察に行く時も小さい町ですから秘書も連れなくて1人でたぶん行っていると思います。何かあったらどうするんだなというふうな思いで、私はずっとこの間見てきましたので、そういう面ではちゃんと上げていただきたいかったなという思いで、これは意見として述べさせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食の為、暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

(休憩 午前 1 時 5 6 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第 3 号 平成 3 1 年度知内町一般会計補正予算 (第 4 号) について

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第 1 3、議案第 3 号、『平成 3 1 年度知内町一般会計補正予算 (第 4 号) について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第 3 号、平成 3 1 年度知内町一般会計補正予算 (第 4 号) についてでございます。

平成 3 1 年度知内町一般会計補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによります。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 9 5 4 万 3 千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0 億 5, 1 4 7 万 2 千円とするものでございます。

2 と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。

例によりまして、歳出からご説明を致します。

1 2 ページです。1 2 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費に 4 0 万 5 千円を追加し、5, 7 2 4 万 4 千円とするものでございます。1 4 節使用料及び賃借料ですけれども、コピー使用料及びコピー機のリース料、不足が見込まれるものとして 4 0 万 5 千円を追加するものでございます。

次 1 3 ページ、2 款 1 項 3 目財産管理費に 6 4 万円を追加し、5, 6 9 8 万 7 千円とするものでございます。7 節賃金、庁舎の清掃賃金、少し今後不足が見込まれる 1 2 万円の追加。及び 1 4 節使用料及び賃借料、これもテレビ受信料なんですけれども、予算の不足が見込まれておりますので同じく 1 2 万円の追加。更に 1 8 節備品購入費に 4 0 万円の追加でございますけれども、ドローンの機器の購入費でございます。ドローンにつきましては、予算説明資料見出し 2、まちづくり政策室の 4 ページに記載してございますので、お目通しをお願い致します。なお、このドローンの購入費 4 0 万円の財源と致しましては一般財源にはなってございますけれども、今年、建設協会が創立 5 0 周年ということで町にまちづくりに役立てていただきたいということで、5 0 万円の寄付をいただいています。それを使わせていただくというものでございます。

1 4 ページ、2 款 1 項 4 目財政調整基金費に 4 3 0 万円の追加、4, 7 9 0 万円とするものでございます。2 5 節積立金なんですけれども、ふるさと創生事業基金の積立金 4 3 0 万円でございます。これ、ふるさと納税につきましてはこれまで人材養成を目的と致しまして教育振興基金に積立てて参りましたけれども、産業振興に向けた財源としても活用すべきだ

というご意見をいただいております、本年度からふるさと納税の際に、教育の応援か、もしくは産業の応援かということを選択出来る対応としてございました。今回、ふるさと納税の中で産業を応援したいよというものに対応し、今回、教育振興基金ではなくて、その分ふるさと創生基金に積み、その中で各種産業団体の新商品の開発ですとか、先進地視察ですとか、産業振興のための財源として積立てたいという内容でございます。

15ページ、2款1項11目自治振興費に1,650万円を追加し、1億6,218万3千円とするものでございます。ふるさと納税に対応して、11節需用費に謝礼の購入費550万円の追加。更には先ほどドローンの購入のご説明を致しましたけれども、こちらの方でドローンの操作にかかる受講のための費用として10万円の追加。更には13節委託料に、これもふるさと納税ですけれども、委託料として450万円の追加。14節使用料及び賃借料でも同じくふるさと納税納付代理システムの利用料として570万円の追加。更には19節負担金補助及び交付金で光ケーブル町が設置してございますけれども、道路工事に伴いまして移設が発生してございます。その負担金として70万円の追加をするものでございます。

16ページ、2款2項徴税費、2目賦課徴収費に133万5千円を追加し、3,579万9千円とするものでございます。13節委託料で固定資産税標準宅地鑑定評価業務委託ということなんですけれども、令和3年度に固定資産評価替がございます。それに対応するために不動産鑑定の評価業務として133万5千円を追加するものでございます。

17ページ、18ページ、2款4項選挙費、7目知内町議会議員選挙費に759万8千円を新たに追加するものでございます。12月2日の選挙管理委員会で町議会議員選挙3月22日投票日と決定してございます。その選挙に掛かる費用として、1節報酬から19節負担金補助及び交付金として必要な額を今回追加するものでございます。

26ページをお願い致します。9款1項1目消防費から219万5千円を減額し、2億1,376万3千円とするものでございます。渡島西部広域事務組合の負担金なんですけれども、現在、消防職員1名、退職後に未補充となっております。その分の人件費の減、更には今回人事院勧告の若干の増があるんですけれども、その差引として219万5千円の減額となるものでございます。総務企画課関係は以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に、生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (鳴海英人)

19ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に1,335万円を追加し、1億5,831万4千円とするものです。内容は20節扶助費で障害者介護給付費・訓練等給付費に1,100万円の追加ですが、利用人数の増加と福祉介護職員の処遇改善による加算によるものです。また障害者自立支援医療費に235万円を追加するもので、対象者が増加したことによるものです。

次に20ページです。5目介護保険費に405万2千円を追加し、1億8,613万9千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金に認知症高齢者グループホーム施設整備事業助成金として390万2千円を追加するもので、消費税増税により北海道の交付金要綱が改正されたことによる追加交付分です。28節繰出金に人事院勧告における給与表の改定に伴い介護保険会計で支出されている職員の給与及び手当に不足が生じることから介護

保険特別会計へ繰り出しするものです。

次に21ページです。2項児童福祉費、2目児童措置費に741万8千円を追加し、1億4,014万4千円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料に平成30年度子どものための教育・保育給付費道費及び国庫負担金の返還金を追加するものです。内容は保育園の運営にかかる委託費に対し、国から2分の1、北海道から4分の1の割合で町に補助金が入る仕組みとなっておりますが、交付申請において国の基準で定める保育料を記入すべきところに、知内町の徴収基準で定める保育料の額を記入したことにより、補助金を過大に申請したため、実績により返還するものです。道費分が213万7千円、国費分が528万1千円となります。

次に22ページです。4款衛生費、2項1目清掃費に7万9千円を追加し、1億4,362万7千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金に人事院勧告における給与表の改定に伴い、渡島西部広域事務組合への職員給与等の増により負担金を追加するものです。以上で生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

次に、産業振興課長。

◎ 産業振興課長兼ものづくり推進係長（西野俊一）

23ページお聞きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に1,504万6千円を追加し、5億407万2千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金で強い農業・担い手づくり総合支援交付金に299万7千円を追加。これは地域の担い手に位置付けられた経営体が金融機関からの融資を活用して農業用機械導入等を行う場合に助成を行うもので、今回は1経営体がトラクター1台とロータリー1台を導入するものです。次に指導農業士・農業士会活動助成金に11万5千円を追加。これは新規就農希望者の受入や研修指導、地域農業振興の指導役として北海道知事が認定します指導農業士が知内町には現在9名、農業士が6名おりますが、今回新たに農業士に3名の方が推薦して、今回知事の認定をされることから、その研修会への参加費用の助成として追加するものです。次に23節償還金利子及び割引料で国営土地改良事業償還金に1,193万4千円を追加。これは今年度から償還が始まりました国営土地改良事業償還金の内、農地造成地分の受益者負担分で11名の方が繰上償還をするという希望がありましたので、それらの方々の金額を追加補正するものです。

次に24ページ、7目知内ダム管理費に10万円を追加し、2,087万5千円とするものです。これは12節役務費でダムの防災情報ネットワークの仕組みが少し変わるものにより、管理棟の電話料に不足が生じることから追加補正するもので、この同額が後ほど国から戻入されることになっております。

次に25ページ、2項林業費、2目林業振興費に10万円を追加し、2,868万2千円とするものです。これは19節負担金補助及び交付金で森林整備対策事業補助金に不足が生じることから追加補正するものです。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に、学校教育課長。

◎ 学校教育課長（埴山亮一）

教育委員会関係です。27ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費に41万5千円を追加し、662万円とするものです。内容は20節扶助費で要保護・準要保護児童援助費として41万5千円の追加です。これは低所得で生活に困窮している世帯に対する就学援助費の支給になりますが、当初予算計上に対しまして支給対象者が増加ということで、主に体育実技費、入学準備金等で不足が見込まれることから不足額を追加補正させていただくものであります。

次に28ページです。3項中学校費、2目教育振興費に15万5千円を追加し、531万3千円とするものです。内容は20節扶助費に要保護・準要保護児童援助費として15万5千円の追加です。こちらも小学校費と同じく当初予算計上額に対して支給対象者が増加ということで、入学準備金等で不足が見込まれるため、不足額を補正させていただくものであります。

次に29ページです。4項高等学校費、1目学校管理費に24万5千円を追加し、6,922万6千円とするものです。内容は自動販売機の設置業者から自販機の設置協賛金の提供を受けたことによりまして、高校にAEDを設置するものであります。現在、高校にAEDが1台ある訳なんですけど、部活動の際に校外に持ち出していることから、保健室に常備するものとして1台購入するものであります。以上で教育委員会関係の説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりました。

次に、歳入の説明を総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

引き続き、歳入のご説明を致します。

3ページです。9款1項1目地方交付税から336万8千円を減額し、18億2,379万7千円とするものでございます。先ほどご説明いたしました歳出の補正に対応した一般財源の調整でございます。

4ページ、11款分担金及び負担金、2項負担金、3目農林水産業費負担金に1,193万4千円を追加し、1,957万1千円とするものでございます。農地造成地受益者の負担金として同額の追加でございます。

5ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に667万5千円を追加し、1億3,744万円とするものでございます。障害者自立支援医療費負担金、障害者介護給付・訓練費等給付費負担金として667万5千円を追加するものでございます。

6ページ、13款2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に390万2千円を追加し、8,669万7千円とするものでございます。介護サービス提供基盤等整備事業交付金として同額の追加でございます。

7ページ、14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に333万7千円を追加し、9,175万9千円とするものでございます。同じく障害者自立支援、障害者介護給付費と致しまして同額を追加するものでございます。

8ページ、14款2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に299万7千円を追加し、7,230万2千円とするものでございます。強い農業・担い手づくり総合支援交付金として同額の追加でございます。

9ページ、15款財産収入、2項1目財産売払収入に504万1千円を追加し、1,86

0万円とするものでございます。函館空港ビルディング株式会社の600株を町の資産として持ってございましたけれども、今回民営化に伴いまして譲渡を致します。その株の譲渡収入と致しまして同額の追加でございます。

10ページ、16款1項1目寄付金に2,050万円を追加し、5,050万円とするものでございます。寄付金これは先ほどもご説明致しました建設協会創立50周年を記念致しまして50万円の寄付金を頂戴してございます。更にふるさと納税寄付金として2,000万円を追加するものでございます。

11ページ、19款諸収入、5項1目雑入に1,852万5千円を追加し、4,498万1千円とするものでございます。知内ダム地震計の通信費として開建さんから一旦町が立て替えるんですけども、その分戻入をしていただくのが10万円ございます。更に教育費でご説明を致しました高校なんですけれども、自動販売機の設置の協賛金として24万4千円を追加するものでございます。更に光ケーブルの移設補償金として道路工事に伴うケーブル移設の補償として143万円の追加。更に北海道市町村職員退職手当組合なんですけれども、3年毎に精算をしてございまして今回精算の還付として1,675万1千円を追加するものでございます。歳入は以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、歳出の質疑を一括で行います。

質疑ありませんか。

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

歳出だけ。

◎ 議 長（伊藤政博）

歳出、一括です。

◎ 7 番（花井泰子）

ちょっと歳入に関わるかもしれませんが。ふるさと納税のところですが、これを見ますと積立金は430万、お返しの物品が550万、その他ふるさと納税の推進事業委託料が450万、そしてふるさと納税のシステム570万というふうになっていて、2,000万の収入があるんですけども、純粹にそのお金が町に積立として入ったのは2割程度、430万ということなんです。そしてお返しの物品はいいとしても、その委託料の550万、それからシステムの450万、約1,000万というこのお金はこれから、違います。間違えました。450万と570万ですから、ちょっと1,000万超えますが、このお金というのは例えば納税してもらったその都度毎年、このお金が掛かるのかどうかということが一つお聞きしたいと思います。何故かと言いますと、せつかくふるさと納税でお金を町に入れていただいても純粹に入るのは、これで言うと2割ということになるので、このいろんなシステムとかいろんなものは、これからもこういうふうに掛かっていくのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

まちづくり政策室長。

◎ まちづくり政策室長（三原知明）

ご説明致します。まず、経費としましては、毎年経常的に掛かる経費でございます、ふるさと納税を今は運営するにあたってですね、町が直接いただく前に、あるホームページなどですね、紹介するサイトだったり、そのサイトを運営する事業者であったり、あるいは商品の調達だったり、発送する業務であったり、またその事務を統一的な情報管理をする作業であったり、そういったことが付随して発生しますので、毎年こういった経費というのは必要になってきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、花井君。

◎ 7 番（花井泰子）

わかりました。そうしますと、そういうことなんでしょうけれども、この経費は少しでも少なくというか、狭めることが出来ないのかなという、ちょっと思いもしたんです。というのは、実質お返しする分はいいとしても、こういう経費が毎回毎回結構な額で出るということになると、せっかく納税してくださった方の町に対する思いと、実益と言いますか、それが少しかけ離れているのではないかなというふうな、ちょっと心配もしましたので、そういう意見を述べさせていただきましたけれども、これはこのまましばらく様子を見るということで押さえるより仕方がないんでしょうね。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副 町 長（大野 樹）

説明致しますけれども、今現在のシステムを利用するとなるとこういうことになる訳ですね。それで実は、ふるさと会を中心にしてですね、東京、それから札幌等の会員さんからですね、こういうインターネットを通さなくても直接的に町に寄付をしたいという方が何人か居られるんですね。ですから、このインターネットに加入しなくても、通さなくても直接的に町に寄付をしていただくという方法も取れる訳ですね。ですから、そういう方法も実は各ふるさと会に案内をしたいということで、今、準備をしています。その方達については寄付をした場合に、謝礼等は要りませんということもある訳ですね。ですから、気持ちとして感謝と、何か町から感謝的なものをお渡ししたいなということで、今、考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

1番、五十嵐君。

◎ 1 番（五十嵐捷爾）

ドローンの活用推進事業のことについて、ちょっとお尋ねしたいんですけども。ここに事業内容、ルール書いていますが、先ほど町長が言ったように、他にPRするのも大事なことです。この6項目も大変なことなんですけれども。まず、町民に対するPRというかね、四季を通じた春・夏・秋・冬で町の人達に見せるということもね、必要じゃないかと思うんですけども、その考えはありますか。お知らせ願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

まちづくり政策室長。

◎ まちづくり政策室長（三原知明）

ご説明致します。今回、ドローンを1機購入してですね、その活用の仕方というのは説明

資料で上げさせていただいているような内容でございますけども、その中では例えば町だけが運行するのではなくて、地域の事業者の方等にも貸し出してですね、いろんな活用の仕方していただきたいと思っておりますし、町としましても観光的な利用というのは想定して今ございますので、例えばそういった季節季節の良い動画をですね、ホームページにリンクさせるですとか、そういった活用の仕方でも検討していきたいというふうに考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、五十嵐君。

◎ 1番（五十嵐捷爾）

これはとっても良いことだなと思うんですね。というのは、やっぱり空から見るということはね、なかなか出来ないの、いろいろとテレビだとか新聞見ると素晴らしい映像が映って、凄いPRに役立っていると思うんですよ。私は10月末にインバウンドの外人の方来まして、あちこち道の案内をしましたが、その時もドローンを持って、重内の展望台の方とか、それから小谷石の方やりました。まだそれは実際見ていないけど、たぶん写真だけ見ていますけども、素晴らしいことだと思うんですね。だから何回も言うように、町長先ほど言ったように全体的に企業だとか、団体やるのもいいんだけど、町民に対する上映会とか、ふるさとの空から見た四季とか、そういうのをやって欲しいということなんです。室長が言うように、それも含まれていると思うんですけども、それを是非実行して欲しいと思うんです。もう一度お願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

まちづくり政策室長。

◎ まちづくり政策室長（三原知明）

ご説明致します。こういった形でですね、町民の方の目に留まるようにするかというのはこれから検討させていただきますけども、おっしゃるような活用の仕方というのも想定して進めて参りたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

5番、木村君。

◎ 5番（木村 一）

21番、衛生費。先ほど国への補助金の過大請求で説明あったんですけども、こんなにも金額の開きはあるものなの。返還金と例えばその辺のかい離は何故そういうふうになったのか。先ほど説明あったけども。もう少しちょっと細く説明いただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。まず、国の方から町の方に補助金として入ってきてる全体の額なんです、まず、町から保育所に払っている、保育園に払っている委託料として7,500万程支払いしております。その中で国の基準でいくと1,700万の保育料をいただくという基準になっておりますが、町では660万円の徴収金ということでその分個人負担を軽減していただいております。その中で国の補助金というのが2,980万、半分入ってくるようになっております。それでその差額分というのが町とそれから本人が、町の基準と国の基準の差額

分というのを記入ちょっと誤りということがありまして、その分の返還というふうになっております。

◎ 議長（伊藤政博）

5番、木村君。

◎ 5番（木村 一）

簡単に誤りと喋ったけども、間違えば返せばいいという話なんだけども、様々な今、いろんなことで誤徴収だとか、固定資産税も様々な徴収でいろんなことあるんだけども、国に返還するだけだから問題はないんだけども、その辺が案外と簡単に物事、返還すればいいって簡単な話で物事を考えているのか、もう一回ちょっとお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

実はこの補助金につきましては、7月に最終的な実績報告というのがあるんです。それでこの春の段階でその金額が間違っているというのが判明しまして、それで正規な金額に戻して国にその多く貰った分をお返しするという形となっております。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

8番、山田君。

◎ 8番（山田顕人）

29番ですか。一般会計の29ページなんですけども、AEDの関係です。高校には元々1台あるという話を聞きました。保健室に1台設置しなければいけないのでということで、高校に2台設置することになるんですけどもね。維持費だとか、交換時期だとかもまた迎えてくる訳ですよ。そこでお金も掛かって、この前いつだかの時にもこういう質問あったと思うんですけど、高校に2台もやっぱり必要なんですか。その辺ちょっとお聞きしたいです。

◎ 議長（伊藤政博）

高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（長谷川将之）

ご説明します。高校では部活動の関係で、屋外で野球部、サッカー部、陸上部と活動しております。やっぱり高校の競技ですので、激しい動きとかありますので、一応屋外にAEDを持って行って、何かあった時のすぐ初期の対応を取れるように万全を期しております。一方ですね、放課後であっても生徒達校内に居ますので、そのいろいろな生徒をまたですね、いろいろ今、アレルギー性の関係で多様ないろんなショック症状とかですね、そういうのが出る可能性も高くなっておりますので、保健室に1台常備して、それで初期の対応をしたいというふうな考えで設置を今、希望しております。

◎ 議長（伊藤政博）

補足説明で、総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

高校に対するAEDの設置のことなんですけれども、これは高校に清涼飲料水の自動販売機がございました。それでその収益の中からこれまでは現物でAEDをいただいていたんで

すけれども、今回、5年なりを向えて更新という時期になってございます。それでまた現物としてAEDいただくということもあったんですけれども、向こうの社内の調整の中で現物ではなくて、一旦現金として町にお受けをいただいてということで、この分この29ページのその他ということで、それは地域貢献の協力金ということで、実質的には町の負担なしでこのAED配備していて、今後また更新期にはまたそのような対応していただけるということでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、山田君。

◎ 8 番（山田顕人）

お金が掛からないという流れではあるんですけれども、ただ、やはり今ね、課長が言われたとおりに外でも使う、保健室でも使う、私からして見れば体育館でも使うだろうし、よその教室でも使うんじゃないかというふうにも思われるんですけども、あまり何台もということになると、やはりきりがなくなってしまうということもありますのでね、私は何か高校には1台あれば宜しいんじゃないかなと思うんですけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（長谷川将之）

ご説明します。今、1台はですね、まだ耐用年数があるものがありまして、今、今回1台新しく設置して保健室、保健室に限らず室内で使えるようにということで、これは設置するんですけども、2台併用して使って行ってですね、使用頻度等この5年間で図ってみて、その後1台で足りるかどうかの検証というのはしていこうと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

歳出の質疑ないようですから、次に歳入の質疑、一括で行います。

歳入の質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第4号、『平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）』

について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第4号、平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

平成31年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,825万7千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明させていただきます。

5ページをお願い致します。4款地域支援事業費、3項包括的支援事業費・任意事業費、3目生活支援体制整備事業費に15万円を追加し、1,284万2千円とするものです。内容は3節職員手当等に人事院勧告における給与表の改定に伴い、不足と見込まれる額を追加するものです。

続きまして6ページです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に71万6千円を追加し、805万4千円とするものです。内容は23節償還金利子及び割引料に平成30年度地域支援事業実績による額の確定に伴い、国庫及び道負担金の返還分として追加するものです。

次に歳入です。3ページをお開きください。6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に15万円を追加し、2,085万6千円とするものです。内容は1節事務費繰入金に歳出でご説明致しました人事院勧告における給与表の改定に伴い、職員の給与等の人件費に不足が見込まれることから、一般会計から繰り入れをするものです。

次に4ページです。2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金に71万6千円を追加し、253万2千円とするものです。内容は1節介護保険事業基金繰入金に歳出でご説明致しました平成30年度地域支援事業の実績に伴う額の確定により、国庫及び道負担金の返還金として基金から繰り入れをするものです。説明は以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 知内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第15、議案第5号、『知内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

議案第5号、知内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

知内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。説明資料でご説明を致します。見出し1、総務企画課の6ページ目をお開きください。提案理由につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律がございまして、その改正がされました。今回、貸付利率がこれまで3パーセントということだったんですけれども、3パーセント以内で条例で定める率というふうに法律の文言が変わっておりますので、それに対応して町の条例も文言を修正するものでございます。この制度につきましては、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金ですとか、被災した方々に災害援護資金の貸付けを行うという条例なんですけれども、現在、世帯の設計主の方が亡くなった場合にはご遺族に最大500万円、住宅全壊の場合の方、援護資金として350万円貸付けるという条例内容になってございますけれども、現在そのような貸付けの実績はございません。ですので、この条例に掛かる予算の対応はございません。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。説明は以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第6号、『成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第6号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものでございます。これにつきましては、見出し1の説明資料でご説明を致します。8ページをお願い致します。提案理由ですけれども、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律が今年6月14日に公布されてございます。これに伴いまして、地方公務員法の一部が改正されてございまして、これまでの地方公務員法では成年被後見人の方は欠格条項と言いまして、まず職員採用には応募が出来ませんということと、既に職員であった方が成年被後見人になった場合その職を失うということがございました。今回、その措置が緩和され、そのような成年被後見人の方であっても、職員採用に応募することが出来るだとかってということで拡大されてございますので、この法律の改正に伴い、町の必要な条例を改正するものでございます。関係するものが2つの条例がございます。職員の分限についての手続き及び効果に関する条例ですけれども、そちらの方に地方公務員法第16条第1号という引用条文がございましたけれども、この16条第1号というところが成年被後見人を規定しているところではございましたので、この削除に伴いまして、文言整理をするものでございます。更に職員の給与に関する条例の一部の方でも職員が成年被後見人等に至ったことをもって失職するってことがなくなりましたので、この職員の給与に関する条例の一部も削除するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。先ほどのご説明で法律の公布が今年6月14日ということだったんですけれども、施行が6ヶ月後ということで、この条例は、令和元年12月14日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第17、議案第7号、『地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

議案第7号、地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。提案理由の基本的なことは町長からご説明したとおりでございますけれども、今年9月の第3回定例会において、文化交流センターの管理条例、廃止してございます。その時に同時に提案するべきでございました。大変申し訳ございませんでした。203条の関係で文化交流センターの運営委員という条項の削除漏れとなってございましたので、今回その条項を削るものでございます。附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。説明は以上です。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第1号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第18、意見書案第1号、『令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、成澤五郎君。

◎ 2番（成澤五郎）

意見書案第1号、令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものです。

令和元年12月12日提出。提出議員、成澤五郎。賛成議員、吉田峰一、花井泰子、五十嵐捷爾、笠松悦子、松井盛泰、木村一、山田顕人、谷口康之。

意見書の朗読をもって提案に代えたいと思います。

令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書。

台風19号等の影響により東北、信越、関東、東海にかけて、河川の堤防が決壊した他、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲に渡り多数発生し、各地に甚大な被害をもたらした。台風15号による被害の爪痕が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となった。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けた様々な取り組みに総力を挙げてきたところであるが、どこまでも「被災者第一」で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められる。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない「改良復旧」を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じることを強く求めるものである。

記、1. 被災者の1日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。

2. 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。

3. 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。

4. 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。

5. 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。

6. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画通りの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月12日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、復興大臣、国家公安委員長。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、意見書案第2号、『「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 6番（吉田峰一）

意見書案第2号、「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものである。

令和元年12月12日提出。提出議員、吉田峰一。賛成議員、花井泰子、五十嵐捷爾、成澤五郎、笠松悦子、松井盛泰、木村一、山田顕人、谷口康之、以上の議員です。

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書。

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり

運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府におかれては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記、1. 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。

2. 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。

3. 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月12日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、国家公安委員長。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第20、意見書案第3号、『「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、笠松悦子君。

◎ 3番（笠松悦子）

意見書案第3号、「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、上記意見書を提出するものとする。

令和元年12月12日提出。提出議員、笠松悦子。賛成議員、松井盛泰、五十嵐捷爾、成澤五郎、木村一、吉田峰一、花井泰子、山田顕人、谷口康之、以上の議員であります。

「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書。

2018年12月8日の参議院本会議で、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が全会一致で採択された。

成育基本法では、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念とし、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」としている。

多くの自治体で旧「妊娠中毒症等療養援護」と同様の制度があるが、疾患や受診科目による制限のない「妊産婦医療費助成制度」は13道県156市町村の実施にとどまっている。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦（母子保健法6条で妊娠中又は出産後一年以内の女子と規定）について費用の心配なく医療が受けられるようにすることが不可欠である。

また、「妊産婦医療費助成制度」をはじめとした福祉医療費助成を現物給付で実施している自治体に対する国庫補助金の削減措置については直ちに廃止すべきである。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記、一、疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。

一、福祉医療費助成を現物給付としている市町村に対する国民健康保険国庫補助金の削減措置については、これを全て廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月12日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりました。

本意見書案の提出議員、賛成議員は、議長を除く全員であります。

よって、質疑、討論を省略し、採決致します。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、3件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第21、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席又は派遣を要する諸行事、慶弔、諸会議、研修、要望等のために出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席又は派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和元年第4回知内町議会定例会を閉会致します。

どうも大変ご苦勞様でした。

（ 閉会 午後2時03分 ）